

# ～軽減税率制度導入直前対策～

## 今からでも間に合う最低限おさえるべきポイント



10月の消費税率10%への引上げと同時に『軽減税率制度』が実施されます。本セミナーは、導入直前となった現段階で、実務に必要な軽減税率制度の基本的な内容について説明と、様々な場面での注意点についてワークを交えつつ、解説いたします。皆様のご参加お待ちしております。

### カリキュラム

- ① 軽減税率制度の復習
- ② 価格の設定と表示方法  
値上げ、値札、メニュー表、POPと売場づくり
- ③ 接客、現場対応での注意点  
イートイン、持ち帰り、お客様からの質問、想定クレーム
- ④ 事務処理での注意点  
請求書等の書式、想定される問い合わせ
- ⑤ 資金繰りでの注意点
- ⑥ ロールプレイワーク
- ⑦ その他  
税率変更日に気をつけるべきこと



### 講師

(株)ソウルスウェットカンパニー  
代表取締役/中小企業診断士

な か み つ か ず ゆ き

## 仲光 和之氏

同志社大学卒。電気工事会社での現場監督、不動産管理会社での事業企画部署等経験後、独立。事業計画策定支援、創業支援などのコンサルタント業務の他、軽減税率制度に関する冊子の作成にも携わり、全国商工会議所、商工会等にて消費税軽減税率に関するセミナーに登壇。また、健康経営や段取り力向上に関する書籍執筆、セミナーも行っている。



日 時

令和元年**8月27日**(火)  
14:00 ~ 16:00

会 場

**弘前商工会議所 2階**  
(弘前市上鞆師町18番地1)

受講料

**無料** (会員・非会員問わず)

※当所駐車場ご利用の場合、最初の1時間無料、以降1時間ごと200円かかります。

定 員

**50名** (定員になり次第締め切り)

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAXにてお申し込みください。

主 催

**弘前商工会議所**

TEL0172-33-4111 FAX0172-35-1877

(切り取らずにこのまま送信してください)

### (2019.8.27) ～軽減税率制度導入直前対策～ 参加申込書

弘前商工会議所 経営二課行 FAX 0172-35-1877

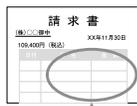
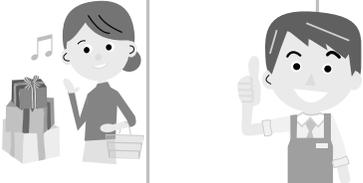
申込日 (2019年 月 日)

事業所名	F A X	
住 所	受講者名	
T E L	受講者名	

※本申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、講演会の開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講演会運営等に関する目的のみ使用します。

# 「軽減税率対策補助金」と「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要

軽減税率対策補助金は、複数税率対応のため、中小・小規模事業者の皆様がレジやシステムの導入・改修をする際ご活用いただけます。キャッシュレス・消費者還元事業は、決済端末の導入、決済手数料軽減、消費者へのポイント還元等を支援する制度です。

軽減税率対策補助金 自己負担額 <b>1/4</b> 2019年9月30日までに導入・修正・支払が必要			キャッシュレス・ 消費者還元事業 			
受発注システム (B型)	請求書システム (C型)	レジと周辺機器 (A型)	2019年4月初旬から 中小・小規模事業者の登録も開始予定 実施期間：2019年10月～2020年6月			
流通段階BtoB 		小売段階BtoC 				
飲食料品の販売 有	受発注システムの改修※1	請求書システムの改修※2	複数税率レジと周辺機器の導入※3	決済金額※4	決済手数料※5	決済端末※6
	電子的な受発注システムを改修・入替 発注 ↓ 8%、10% データ ↓ 受注	税率ごとに区分して合計した税込額等を記載  ↑ 10%対象 ○○円 8%対象 ○○円	レジ  券売機  レシートプリンタ等周辺機器 	消費者へのポイント <b>5%還元</b>	加盟店手数料が <b>3.25%以下</b> に さらにその <b>1/3</b> を補助	端末代金の自己負担額 <b>0円</b> 電子マネーリーダー  クレジットカードリーダー 
	無	対象外				

- ※1 補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※2 補助上限：150万円。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※3 3万円未満のレジの場合は自己負担額が1/5となる。タブレットは自己負担額が1/2となる  
補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円、1事業者あたり上限200万円(別途、商品マスタの設定費用に対する補助あり)
- ※4 中小・小規模事業者は5%還元、フランチャイズ等の場合は2%還元となる。還元対象となる取引は4月以降に発表予定だが自動車や新築住宅の購入、医療・福祉や学校等の取引、高換金性の非課税取引、風営法・暴対法関連は対象外となる
- ※5 本制度の対象となる決済事業者を利用した場合に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)
- ※6 本制度の対象となる決済事業者が提供する端末に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)

## お問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111 <https://kzt-hojo.jp/>  
 キャッシュレスポイント還元窓口 ☎0570-000-655 <https://cashless.go.jp/>

消費税率引上げ・軽減税率対策に関するご相談は弘前商工会議所へ!!

TEL:0172-33-4111